

登別市地域密着型サービス事業者等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）に対して行う、法第23条、第42条第4項、第59条第4項、第78条の7第1項、第83条第1項、第115条の17第1項及び第115条の27第1項の規定に基づき実施する指導及び監査に関する基本的事項を定めることにより、その事業者の介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導)

第2条 指導方針

事業者に対し、各種指導形態によって、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの取扱いや、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

2 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる事業者を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

指導の対象となる事業者の事業所において実地で行う。

3 指導対象の選定

指導対象の選定は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準を標準とし、毎年度計画を策定して実施する。

(1) 集団指導対象の選定基準

集団指導の必要がある事業所を対象に実施する。

(2) 実地指導対象の選定基準

ア 実地指導は、原則6年に1回実施することとし、新規に指定したサービス事業者等は指定後2年以内に実施する。

イ その他特に実地指導が必要と認められる事業者を対象に実施する。

(3) 厚生労働省、北海道及び他市町村との連携

厚生労働省、北海道及び他市町村との連携を図り、必要な情報交換を

行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

4 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した事業者等には、当日使用した必要書類を送付するなど、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該事業者等に通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導に当たっては、指導対象となる事業者等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

ウ 指導方法

実地指導は、関係書類を確認し、管理者及び関係職員との面談方式で実施する。

エ 指導体制

2名以上で指導体制を編成し、うち1名は主査職以上とする。

オ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書により通知するものとする。

カ 報告書の提出

当該事業者に対して、文書で通知した事項については、文書により

報告を求めるものとする。

キ 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を実施する。

(ア) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。

(イ) 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合。

5 自主点検に伴う自主返還

実地指導において、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、指摘事項に係る自主点検を指示する。

(監査)

第3条 監査方針

第3条第5項第2号に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

2 監査対象の選定基準

監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 通報、苦情及び相談等に基づく情報

(2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）及び地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

(3) 連合会及び保険者からの通報情報

(4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

(5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(6) 実地指導において確認した情報

3 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を実施する。

4 監査体制

2名以上で監査体制を編成し、うち1名は主幹職以上とする。

5 監査後の措置

(1) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 事業者に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法の規定に基づき勧告、命令、指定の取消しその他の行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

事業者指定基準違反等の事実が確認された場合、当該事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。また、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を行った場合は、当該事業者から、期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

イ 命令

事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示し、当該事業者から期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容が法第78条の10各号、第84条各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。なお、指定の取消し等をした場合には、その旨を公示するものとする。

(3) 聴聞等

監査の結果、当該事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定

は、適用しない。

(4) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(事業者からの現況報告)

第4条 事業者から毎年4月1日を基準日とする現況報告書を5月末日までに提出させる。

(その他)

第5条 指導監査に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。